

3 令和5年度 障害を理由とする差別に関わる相談事例

「差別的扱い」の訴え（一部の事例）

障 害	相 談 者	分 野	相談内容	対応
精神	当事者 ⇒ 地域相談員 ⇒ 推進員	サービス	運動施設にて利用契約を締結しようとした際に確認した会則内に、利用の禁止という項目があり、「精神病者」という記載があった。精神疾患がある事は伝えていないので、契約が出来なかったわけではないが、この記載自体が障害者差別に当たるのではないか。	当該運動施設に問い合わせをし、会則内容を確認。会則内に相談者の申し出通りの記載があった。会則はかなり昔からあるもので、現在精神疾患がある事だけで契約ができない又は退会しなければならないという事はない。しかし、記載内容が現状に見合ったものではないので会則を見直し、「精神病者」という記載を削除すると、担当者からの回答があった。
知的	当事者 ⇒ 推進員 ⇒ 地域相談員	サービス	A町で障害者の移動支援を行う方から相談を受けた。当事者は、毎週日曜日にB市営の入浴施設を使用しているC市の知的障害児である。この子は障害の特性もあり、言葉が理解できない、ときに大きな声を出す、暴れる等の行動をとることがあるということである。保護者が同伴できないときには移動支援の方が見守っているが、施設の従業員から「次も同じようなこと（騒いだり、大声を出す）があれば、出入り禁止にする。」といった発言をされた。このような場合どのような対応を取ればいいのか。	B市の地域相談員と情報共有を行い、対応をお願いした。その後、地域相談員より県に以下の報告があった。 入浴施設管理元のB市に事実確認を行ったところ、すでに同伴した移動支援を行う方からもB市に報告があった。対象の子が女性浴場で走り回ったり、大声を出すなどの行為があり、施設職員が同伴している方に注意をした。過去にも何度か同伴者に施設職員が注意を行った経過があったため、利用上の注意点が守れないと出禁にすることがあると説明をすると、同伴の方が逆上し、「柵でもつけたらどうですか？」といった発言がされた。今後について、施設には改正差別解消法、合理的配慮の義務化について周知をしていき、施設職員の理解促進等を行っていくよう指導した。

「合理的配慮の提供要望」 (一部の事例)

障 害	相 談 者	分 野	相談内容	対応
聴覚	相談員 ⇒ 推進員 ⇒ 地域相談員	行政	<p>障害者の相談員の方からの相談だった。</p> <p>相談者は、D市に在住の方で、別件により相談に訪れたが、その中で市役所に対しての要望を述べられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市役所窓口「聞こえない人は筆談できます」など、目で見えてわかるものを表示してほしい。 ・丁寧に、「こういう相談ができます」という案内を表示してほしい。 ・市役所のみでなく、支所にも案内を出してほしい。 <p>が主だったものである。</p> <p>自分で直接市へ要望を言うのはためられるが、相談員や県から言うのは構わないということだった。障害者の相談員としてどうしたらよいかとの相談であった。</p>	<p>市役所への要望については、相談の趣旨をメールで送ってもらった上で返事をするので相談員に伝えた。近日中に地域相談員の研修会があり、その場に市の地域相談員も出席することから、推進員から地域相談員に情報提供という形で要望内容を伝えることとした。その後、相談員にその旨を伝えた。</p>